



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

「モバイルバッテリー」認定基準(案)の内容について

2026年3月3日(火)

■ エコマーク制度の概要



Try ecologue.



ロゴ







目的 環境配慮型商品に「エコマーク®」を付けることで、持続可能な社会の形成に向けて事業者・消費者の行動を誘導していく

制度

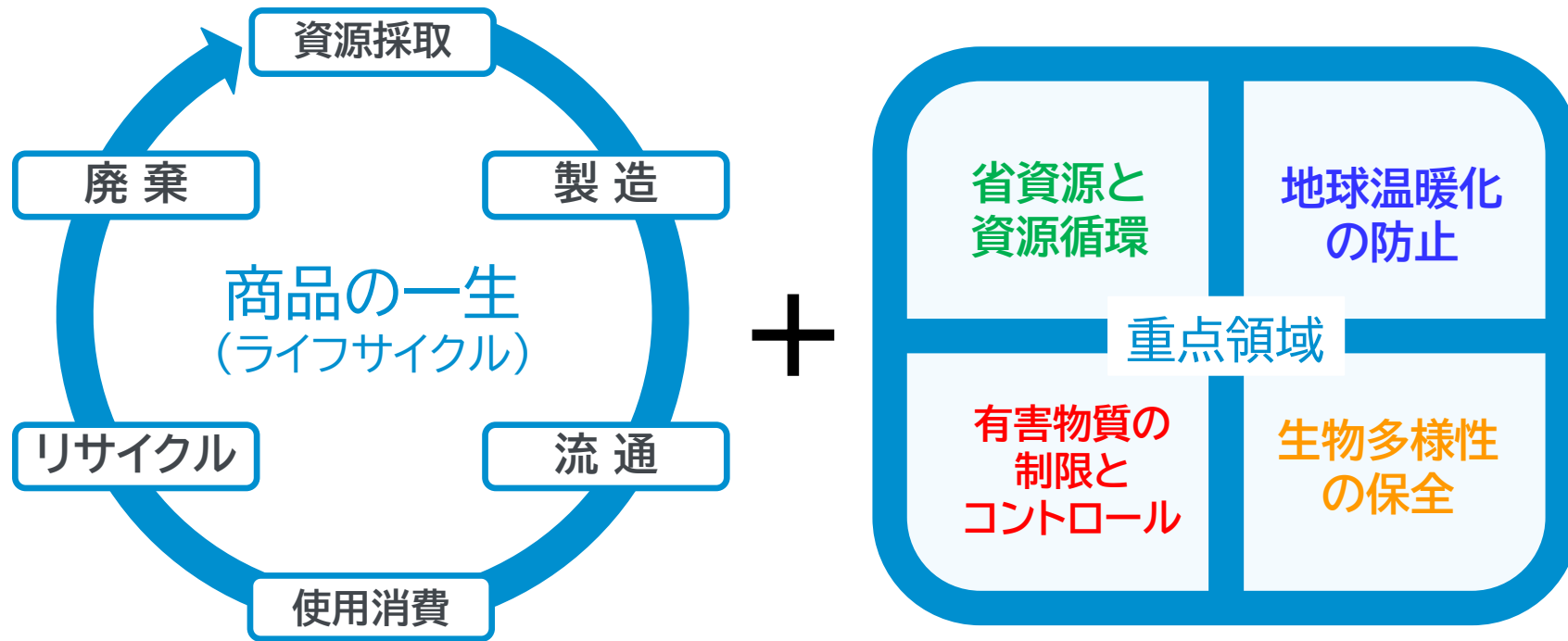
- 認証制度：国内唯一のタイプ I 環境ラベル(ISO14024)※
※製品ライフサイクルを考慮した多項目の基準に基づき、第三者の機関によってラベルの使用が認められる制度
- 認証機関：ISO/IEC 17065※に基づく製品認証機関
※「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」
- 1989年(平成元年)開始
- 日用品、繊維、電子機器、文具、土木・建築、サービスなど78分野が対象
約56,500商品(品番・施設)を認定(1,475社) (2026年2月現在)
- 消費者の認知度80%以上
- エコマーク商品のライフサイクルにおけるCO₂削減効果101万トン
(2014年の1年間に販売されたもの)

国際

- 世界エコラベリング・ネットワーク正会員(60カ国/地域の40機関)
- 海外11機関・15カ国/地域のタイプ I 環境ラベルと相互認証を実施

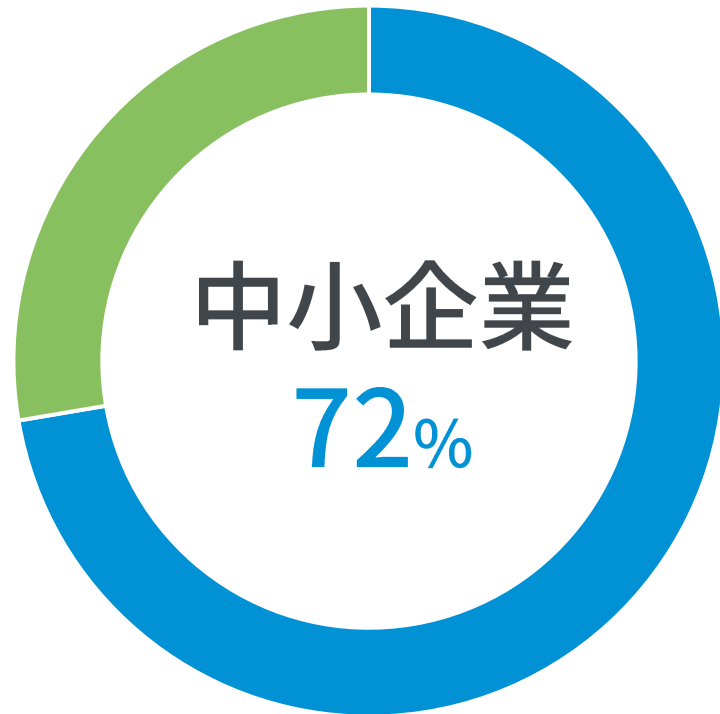
ISOによる分類	特徴	ロゴの例
ISO14024 「環境ラベル及び宣言 –タイプ I 環境ラベル表示– 原則及び手続」	<ul style="list-style-type: none"> • 特定の製品カテゴリの中で、製品のライフサイクルを考慮し、包括的な環境優位性を示すラベル • 自主的な複数の基準に基づき授与する第三者制度 	 エコマーク (日本)  ブルーエンジェル (ドイツ)
ISO14021 環境ラベル及び宣言 –自己宣言による環境主張 (タイプII環境ラベル表示)	<ul style="list-style-type: none"> • 独立した第三者の認証を必要としない環境主張 	<div style="background-color: #FFD700; padding: 5px; text-align: center;"> 自社の環境ラベル等 </div>
ISO14025 環境ラベル及び宣言 –タイプIII環境宣言– 原則及び手続	<ul style="list-style-type: none"> • ISO14040およびISO14044に基づいて定量化された環境データを提供する環境宣言 • 気候変動、酸性化、富栄養化、資源消費などの複数の対象影響領域を包括的に製品のライフサイクルを評価 	 SuMPO EPD(日本)  旧:エコリーフ(日本)
ISO14067 温室効果ガス–製品のカーボンフットプリント–定量化の要求事項及び指針	<ul style="list-style-type: none"> • 製品のライフサイクル全体で排出された温室効果ガスをCO₂排出量に換算して「見える化」する仕組み(対象影響領域:単一:気候変動のみ) 	 SuMPO EPD Climate宣言(日本)  旧:カーボンフットプリント(日本)

- 第三者認証
- ライフサイクルを考えた基準を商品分野ごとに設定し、総合的に環境負荷が少ない製品・サービスを認定



💡 SDGsにもつながる、多様な環境課題を評価

使用契約者の事業規模構成比 (エコマーク製品の認定企業:約1,350社)



- 中小企業によるエコマークの活用が積極的
- 事業規模の大きい企業によるエコマークの認定取得も多い
- 1社あたりのライセンス数は、平均3.4
(1ライセンスの企業が、全体の6割を占める)



 事業規模に関わらずエコマークの取得が可能

- 中小企業: 中小企業法による「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人」
- 大企業 : それ以外の会社

日用品・家庭用品



文具・事務用品



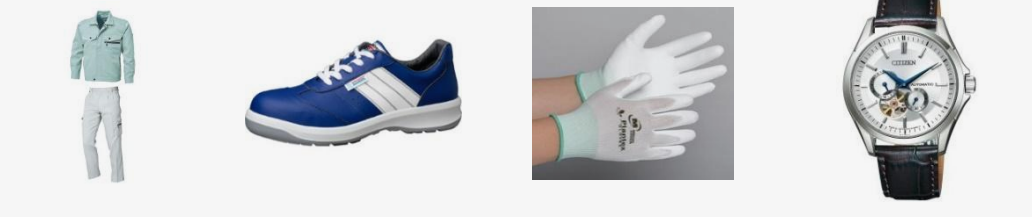
キッズ・ベビー



OA機器・サプライ



ファッション・小物



家電/家具・インテリア



土木建築資材・設備



食品・飲料(容器包装)



サービス(ホテル、小売店舗、飲食店等)



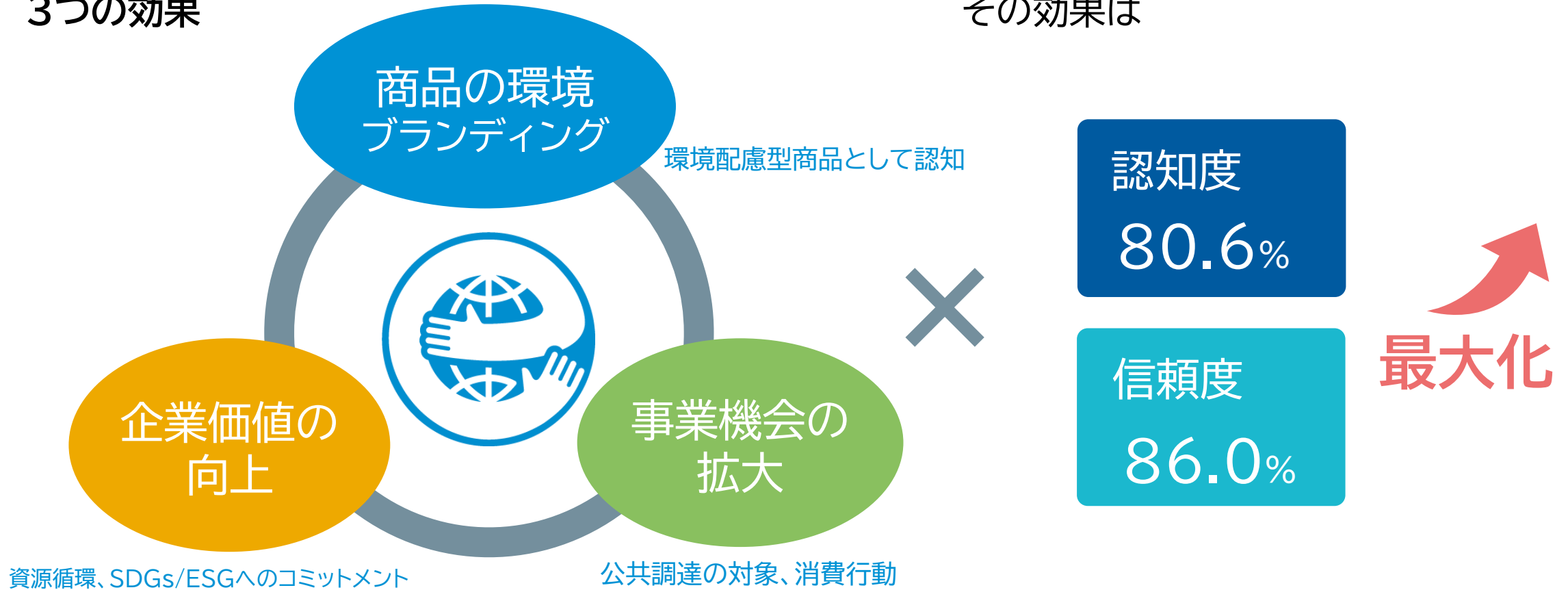
■ エコマーク®の活用



Try ecologue.

3つの効果

その効果は



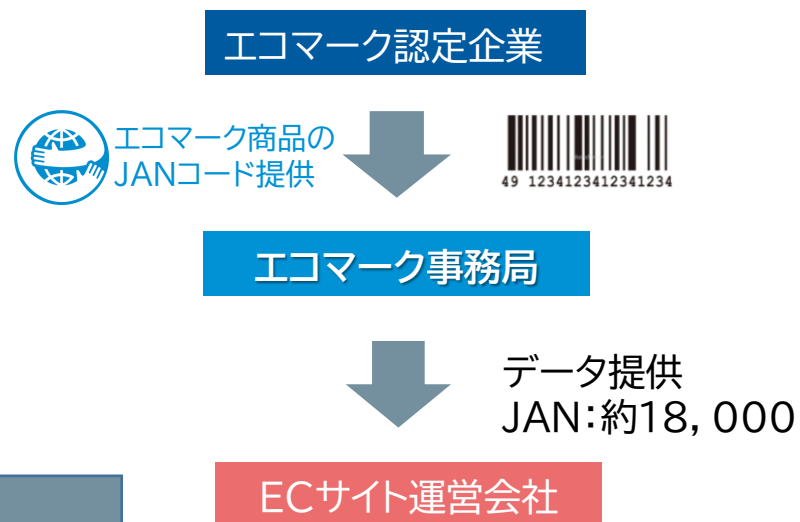
 環境ラベルの取得で、企業のイメージアップや事業機会の拡大

グリーン購入法		エコマーク
2001年施行(2000年制定)	開始年	1989年
環境省	所管	(公財)日本環境協会
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)	根拠法令・関連規格	ISO14024「環境ラベル及び宣言ータイプI環境ラベル表示ー原則及び手続」
【調達者側の基準】 (国等による環境に配慮した環境物品等の調達を推進)	目的	【環境ラベル制度】 (購入時の環境配慮型商品の目印)
22分野291品目 (2026年2月閣議決定)	対象分野 (基準)	78商品類型 (2026年2月現在)
自社物品の適合を事業者が自主的に宣言 →その情報をもとに調達者が調達 (認証制度や環境ラベル制度ではない)	適合判断	第三者機関(日本環境協会)が エコマーク認定基準に基づいて認定を行う
【判断の基準】に「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が140品目に明記		



グリーン購入法の適合の証明としてエコマークが活用されている
(291品目の約7割は、エコマーク商品を調達すれば、グリーン購入法の基準にも適合する建付け)

拡大するEC市場においても、エコマーク認定が効果を発揮



—ECサイトとの連携—

- アスクル株式会社
- アズワン株式会社
- アマゾンジャパン合同会社
- 株式会社カウネット
- 株式会社カカクコム
- 株式会社仙台銘板
- 株式会社MonotaRO
- 白銅株式会社
- プラス株式会社ジョイントテックスカンパニー
- ロイヤルホームセンター株式会社

エコマーク認定のデータを活用している事業者

 エコマーク事務局から提供する認定情報を、JANコードを介してECサイト事業者の製品ページ等と連携

- エコマーク商品の認定情報を、JANコードを介して、ECサイト事業者の製品ページ等と連携
- Amazon「Climate Pledge Friendly*」プログラムでも「エコマーク」も対象に
*信頼性の高い第三者認証を取得したサステナブルな特徴を持つ商品を見つけやすく



The screenshot shows the Amazon.co.jp website's 'Climate Pledge Friendly' certification page. At the top, there's a navigation bar with the Amazon logo, location (Tokyo), search bar, and account options. Below that, a banner reads 'クライメイト・プレッジ・フレンドリー 認証一覧' (Climate Pledge Friendly Certification List). The main content area features three certification logos: EcoMark, OEKO-TEX STANDARD 100, and Leather Working Group. Text below explains that these certifications are based on third-party verification and focus on environmental protection. An arrow points from the EcoMark logo to a detailed product page for Canon ink cartridges.



This block shows a detailed view of the 'サステナブルな特徴' (Sustainable Features) section on a product page. It states that the product is certified by a reliable third party. Under '製造基準' (Manufacturing Standards), it notes that the process reduces environmental risks. The '認証機関名' (Certification Body Name) is listed as 'エコマーク' (EcoMark), which is highlighted with a blue box. Below this, the 'CLIMATE PLEDGE FRIENDLY' logo is shown, along with a note that the product has sustainability features and a link for more details.

- <https://press.aboutamazon.com/jp/Top-Navi/Press-releases/Presselist/Press-release/amazon/jp/Corporate/20241023 Climate-Pledge-Friendly/>
- <https://www.amazon.co.jp/b?ie=UTF8&node=25247992051>

■「モバイルバッテリー」認定基準(案)の概要



1. モバイルバッテリーの急速な普及

- モバイルバッテリーを「所有している」人は**52.8%**

出典:株式会社クロス・マーケティング「モバイルバッテリーに関する調査(2025年)」

<https://www.cross-m.co.jp/report/trend-eye/20251029mobilebattery>

2. リチウムイオン蓄電池による火災事故

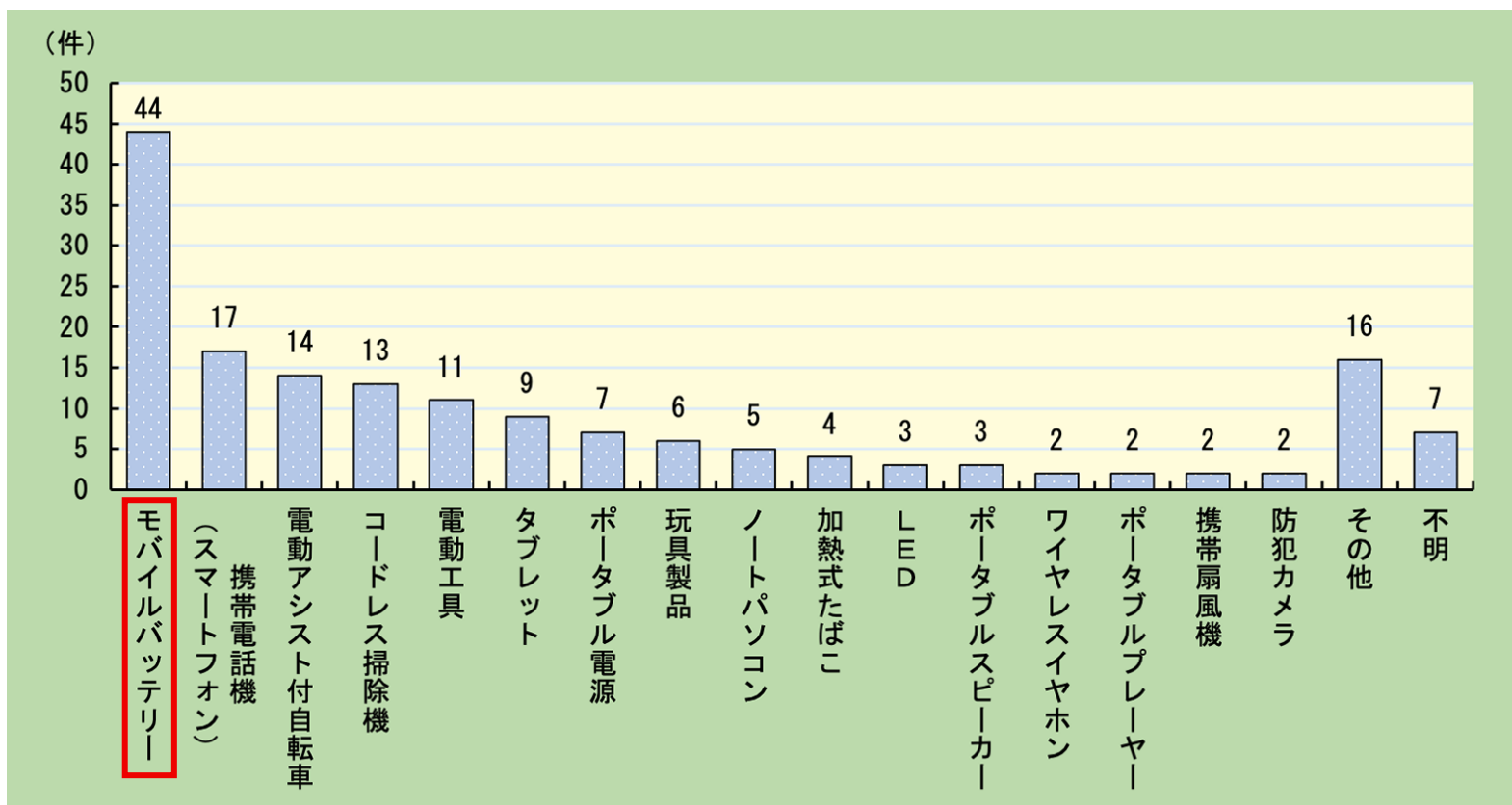
- リチウムイオン蓄電池搭載製品が「**一般ごみ**」に混入し、収集車や処理施設での発火・発煙事例が急増している。環境省が公表している「リチウム蓄電池等処理困難物対策集(令和5年度版)」によると、**年間1万6千件以上**と急増。

<https://www.env.go.jp/content/000214935.pdf>

例) 2025年7月に埼玉県戸田市と蕨市の粗大ごみ処理施設で発生した火災では、施設の稼働が停止し、約22万人が出すごみを処理できない事態となった。

- 東京消防庁のウェブサイトによると、リチウムイオン蓄電池搭載製品のうち、モバイルバッテリーに起因する火災が最も多く、深刻な社会問題となっている。

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/kasai/lithium_bt.html



製品用途別火災状況(令和5年中)

3. 国内外の法規制

- 2026年4月より、リチウム蓄電池を部品として使用する「電源装置(モバイルバッテリー)」が、資源有効利用促進法の「指定再資源化製品」に指定される。
同法により、メーカー等による自主回収および再資源化(リサイクル)が義務付けられる。
- 電池に関しては、欧州では2023年に欧州バッテリー規則が発効し、ライフサイクル全体の温室効果ガス排出量による規制(カーボンフットプリント規制)、責任ある材料調達(デュー・ディリジェンス)およびリサイクルに関する規制等が進んでおり、ポータブルバッテリー(重量5kg以下の密閉型の非産業用のバッテリー)も対象に含まれている。



- ✓ 国内外の法律の動向を踏まえて、「**ライフサイクル全体を通じた環境負荷低減**」に資する認定基準を策定した。

環境評価項目	商品のライフステージ					
	A.資源採取	B.製造	C.流通	D.使用消費	E.リサイクル	F.廃棄
1 省資源と資源循環	◎		◎	◎	◎	
2 地球温暖化の防止	○	○	○	○	○	○
3 有害物質の制限とコントロール		◎			◎	◎
4 生物多様性の保全	△					
5 社会面への取り組み	◎	○				

(表中:◎:基準項目、○:配慮事項、△:検討したが設定しなかった項目)

- ✓ リチウムイオン蓄電池等に含まれる**希少金属類**は、特定国に依存しているため、適切な**回収・再資源化**に資する体制の構築(消費者への情報提供を含む)、および将来的には高度なリサイクルへ向けた製品設計(易解体設計)が重要である。
- ✓ **長期間安全**に使用できる製品設計(粗悪品がない市場形成を推進)

資源有効利用促進法の指定再資源化製品「電源装置」(リチウム蓄電池を部品として使用するものに限る。)に該当する製品であって、電気用品安全法で規定する「リチウムイオン蓄電池」のうち、主たる機能が電子機器類の外付け電源として用いられるポータブルリチウムイオン蓄電池(いわゆるモバイルバッテリー)

- ✓ リチウムイオン蓄電池以外のモバイルバッテリーについては、本商品類型の該当する基準項目を全て満足する場合には、申込を可とした。
例)ナトリウムイオン電池を使用したモバイルバッテリーなど
- ✓ 乾電池(一次電池)式モバイルバッテリーは対象外



環境に関する4つの大項目および品質基準で構成

基準大項目		基準項目	
4-1-1	省資源と資源循環	(1)	製品設計チェックリスト
		(2)	回収・再資源化の実施
		(3)	リサイクルマーク、正極活物質中の最大含有金属および主金属のリサイクルを阻害する金属類の含有を示す表示
		(4)	落下試験
		(5)	充電サイクル回数
		(6)	保護機能
		(7)	包装材料チェックリスト
4-1-2	有害物質の制限とコントロール	(8)	環境法規の順守
		(9)	プラスチック部品のRoHS指令に適合
		(10)	バッテリーの重金属の基準値
4-1-3	社会面への取組み	(11)	責任ある鉱物資源の調達
4-1-4	情報提供	(12)	ユーザーへの情報提供
4-2	品質	(13)	電気用品安全法に適合
		(14)	単電池の品質および単電池製造事業者の工程監査

【製品設計チェックリスト】

製品設計時に、社内の製品アセスメントを行う際の満たすべき項目をまとめたもの。
製品の省資源化、部品の再使用、またはリサイクルが可能な材料、部品の選択のための設計上の工夫を行うことが重要であるため、リサイクル等を更に高度化するための重要な指標を挙げている。

M:Must項目(適合が必須の項目) **S**:Should項目(実現することが望ましい項目)

<A.省資源と資源循環>

No.1 プラスチック(基板、電池を除く)に、再生プラスチックまたはバイオマスプラスチック(バイオベース合成ポリマー含有率)を10%以上使用しているか。(S)

No.2 製品の軽量化または小型化を考慮して設計していること。具体的には、同タイプの従来製品(もしくは基準製品)との軽量化もしくは小型化の比較を行っているか。ただし、同等機能を有する従来製品が存在しない場合には、従来製品との比較は適用しない。(M)

【製品設計チェックリスト】

<B.再資源化の容易化・高度化>

- No.3 筐体部品は、機能を損なわない範囲で金属材料およびプラスチック材料を統一しているか。(M)
- No.4 単電池(セル)含有分のスズ(Sn)が、1.0wt%を超えて含有していないか。(M)
- No.5 単電池(セル)含有分のリン(P)が、0.5wt%を超えて含有していないか。
ただし、充電サイクル回数が1,000回以上の製品については、適用しない。(M)
例)リン酸鉄リチウムイオン電池を使用した製品など
- No.6 製品中の希少金属類が含まれる部品や、希少金属類の種類や量等を把握し、リサイクラーの依頼により情報提供ができる体制にあるか。
具体的には、電池の種類(例:NMC、LFP)、正極、負極、電解質に使用されている希少金属類の種類・量を把握し、情報提供できる体制にあるか。(S)



【製品設計チェックリスト】

<B.再資源化の容易化・高度化>

- No.7 製品本体に電池の種類を表示していること。
(例:NMC、LFPなど正極材の種類または、JIS C 8711の5.1に基づく呼び名または表示など)(S)
- No.8 筐体部品やその他リサイクルの阻害要因となる部品が、リサイクラーによって電池から容易に分離できるように易解体性を考慮した設計になっているか。(S)
- No.9 使用済製品の自主回収((一社)JBRC等の回収ルートを除く)を行っている場合には、回収した使用済製品の総重量に対して再資源化率が50%以上であるか。(S)



【回収・再資源化】

(2)使用済製品(申込製品にも適用できること)の回収および再資源化(申込者または一般社団法人JBRC等による回収および再資源化)を実施していること。

- 2026年4月に資源有効利用促進法の指定再資源化製品に、「電源装置」(リチウム蓄電池を部品として使用するものに限る。)が追加される。
これにより事業者は製品の回収および再資源化が義務付けられた。
- 昨今、不適切な廃棄による地方自治体のごみ焼却場の火災事故などによる社会的影響を鑑みると、製品の確実な回収と回収した機器の再資源化が重要である。
- 「資源有効利用促進法」の対象外の製品(リチウムイオン蓄電池を使用していないモバイルバッテリーなど)についても、一般ごみ(可燃ごみ、プラスチックごみ等)やリチウムイオン蓄電池の再資源化ルートに混入しないような、使用後の回収や分別・再資源化が重要である。
そのため、製品に使用している電池の種類を限定せず、広く回収・再資源化を求めた。

【製品表示】

(3)リチウムイオン蓄電池を使用した製品の本体には、資源有効利用促進法の指定表示製品の省令に基づき、リサイクルマーク(文字および記号)を表示していること。
また、リサイクルマークの隣接した位置に、正極活物質中の最大含有金属(コバルト、マンガン、ニッケルまたは鉄)、および主金属のリサイクルを阻害する金属類(1.0wt%を超えるスズ、および0.5wt%を超えるリン)の含有を示す表示を行っていること。
ただし、リチウムイオン蓄電池以外のモバイルバッテリーにあつては、製品本体に電池の種類を示す文字等を表示すること。

- 製品に含まれる希少金属類の種類や量等を把握し、その情報をリサイクラーに情報提供することで、再資源化を容易にする。
- 製品本体に表示する方法は、小型充電式電池を対象とした(一社)電池工業会の「小型充電式電池の識別表示ガイドライン(リサイクルマーク)」を参考にすることが考えられる。

Li-ion S₁S₂

S₁ 正極活物質中の最大含有金属

0: コバルト 1: マンガン 2: ニッケル 3: 鉄

S₂ 主金属のリサイクルを阻害する金属

0: なし

1: 単電池重量に対して単電池含有分のスズ (Sn) が 1.0wt%を越えて含有

2: 単電池重量に対して単電池含有分のリン (P) が 0.5wt%を越えて含有



Li-ion 00

【落下試験】

(4) JIS C 62368-1「オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部:安全性要求事項」に規定された「リチウム二次電池を含む機器の落下試験」またはJIS C 62133-2「ポータブル機器用二次電池の安全性-第2部:リチウム二次電池」に規定された「自然落下」に基づいて試験を行い、要求事項を満たすこと。

ただし、JIS C 62133-2に従って試験を実施する場合には、落下試験後にJIS C 62368-1に基づいて、充放電機能の検査を行い、通常動作状態の下で、充放電が適正に行われることを確認していること。

- 発火事故等は、リチウムイオン蓄電池に外部からの衝撃が加わることで、内部に傷が付くことで内部ショートが生じ、発煙や発火に至るケースが多い。
- (13)品質基準のJISでは落下試験が含まれているが、JISにより評価方法が少し異なる。
 - ①JIS C 62368-1:落下試験後、充放電が適正に行われることを確認していること。
 - ②JIS C 62133-2:落下試験後、発火または破裂していないか目視確認していること。JIS C 62133-2の場合、充放電が適正に行われることまでの確認は求めていないため、長期使用の観点から、落下試験後はJIS C 62368-1に基づいた検査を行うことを求めた。

【充電サイクル回数】

(5) JIS C 8711「ポータブル機器用リチウム二次電池」に規定された「リチウム二次電池の要求事項」に基づき、充電サイクル回数が500回以上(サイクル寿命は定格容量の下限值60%を下回らないこと)であること。

- JISでは、充電サイクル回数が300回以上であることを要求しているが、長寿命の観点から200回上乘せして設定した。

【保護機能】

(6) 過充電防止機能、過放電防止機能、過電流防止機能、短絡保護機能、および温度検知機能を全て備えていること。

- 製品を長期間安全に使用するため、設定した。

【包装材料チェックリスト】

(7) 「包装材料チェックリスト」に適合すること。



【環境法規の順守】

(8) 申込製品を有する工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。

なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

- ISO14024の規格で要求されている事項であり、他のエコマーク商品類型も同様に設定している。

【プラスチック部品のRoHS指令に適合】

(9)製品の筐体は、以下の表(Annex II)に適合すること。ただし、Annex IIIに指定されているものは除く。

また、短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10~13、含有塩素濃度が50%以上)の難燃剤を処方構成成分として添加していないこと。

- プラスチック部品には、安全性を確保するために難燃剤が使用されている。これらの難燃剤の一部には有害性が指摘されるものがあり、国際的に規制が進んでいる。(例:RoHS指令)
- 電池に関してはRoHS指令の適用外(欧州バッテリー規則が優先される)のため、プラスチック製筐体部品に限定して、設定した。

物質の名称	含有率[wt%]
鉛およびその化合物	≤ 0.1
水銀およびその化合物	≤ 0.1
カドミウムおよびその化合物	≤ 0.01
六価クロム化合物	≤ 0.1
ポリブロモビフェニル(PBB)	≤ 0.1
ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)	≤ 0.1
フタル酸ビス(ジエチルヘキシル) (DEHP)	≤ 0.1
フタル酸ブチルベンジル(BBP)	≤ 0.1
フタル酸ジブチル(DBP)	≤ 0.1
フタル酸ジイソブチル(DIBP)	≤ 0.1

【バッテリーの重金属の基準値】

(10)製品に使用するバッテリー中の水銀、カドミウムおよび鉛は、EU規(EU)2023/1542に適合すること。

- リチウムイオン蓄電池は、水銀、カドミウム、鉛を通常は含まないが、水銀条約や欧州バッテリー規則((EU)2023/1542)などの国際的な規制内容を考慮し、予防的措置として設定した。

	水銀[wt%]	カドミウム[wt%]	鉛[wt%]
含有率	≤0.005	≤0.002	≤0.01

【責任ある鉱物資源の調達】

(11)申込者(グループ全体で取り組んでいる場合も含む)は、製品に使用するスズ、金、タンタル、タングステン、およびコバルトについて、責任ある鉱物資源の調達方針などを策定・公表し、取り組みを進めていること。

- 2012年に米国証券取引委員会は、「ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法(金融規制改革法)」の第1502条(紛争鉱物条項)に基づき、米国の証券取引所に上場している事業者に対して、コンゴ民主共和国および隣接諸国で産出された紛争鉱物を製品に使用しているか開示・報告を義務付けるルールを採択している。
また、欧州でもEU紛争鉱物規則があり、国際的にも取り組みが求められている。
- 電子機器類ではこれらの金属材料が多く使用されており、製品の普及に伴い、一側面として紛争鉱物問題が拡大する方向に誘導することはないか、トレードオフを考慮する必要がある。
- スズ、金、タンタル、タングステンの4種類の金属は「紛争鉱物」と呼ばれるが、リチウムイオン蓄電池にコバルトが使用されているケースがあるため、コバルトも追加して設定する。

【情報提供】

(12)製品の購入者または使用者に対し、正しい使い方や回収・リサイクルに関して、情報提供をしていること。

ア)充電サイクル回数または製品の使用期間の目安

◆表示媒体:製品本体、包装、ウェブサイトまたは取扱説明書などのいずれか一つ以上
なお、製品本体の二次元コードなどを読み込むことにより、容易に確認できる仕様であることが望ましい。

- 製品購入時に長寿命製品の選択の目安となることや、買い替え時期を予測することができる。

【表示例①】

■充電サイクル回数 ○回

※JIS C 8711の試験条件に基づく充電サイクル回数(サイクル寿命)の目安。
製品の使用条件により、実際の充電サイクル回数は異なる場合があります。

【表示例②】

■製品の使用期間の目安 ○年

※製品の使用条件により、実際の使用期間は異なる場合があります。

【情報提供】

イ)正しい使い方のガイド

- ①問い合わせ窓口
- ②劣化した際の症状
- ③強い衝撃や圧力を加えないこと
- ④高温環境下で製品を放置しないこと
- ⑤バッテリー残量がない状態で長期間放置しないこと
- ⑥製品本体を分解しないこと
- ⑦子供の手が届かない場所に保管すること

◆表示媒体:製品本体、包装、ウェブサイトまたは取扱説明書などのいずれか一つ以上
なお、製品本体の二次元コードなどを読み込むことにより、容易に確認できる仕様であることが望ましい。

【情報提供】

ウ)使用済製品の回収・リサイクルに関する情報

製品本体に二次元コードなどを表示し、それを読み込むことで先の情報が得られることでもよい。

ただし、二次元コードなどを用いる場合には、「リサイクルについて」等のように、何のための二次元コードなどであるかが明確になるように説明を付記すること。

- ① 使用済製品の回収・リサイクルに関する情報、および使用者の近隣の回収拠点(施設名・住所等)を具体的に案内していること
- ② 火災となる危険性が高いため、一般ごみ(可燃ごみ、プラスチックごみ等)と一緒に廃棄してはならないこと
- ③ 放電してから回収・リサイクルにだすこと

◆表示媒体:製品本体

- 使用済製品の適切な廃棄や回収方法がわからない消費者は多いと考えられるため、設定した。

【製品本体の表示例】



Model XYZ-3500
〇〇〇〇(株)
定格電圧:5V
定格容量:3,500mAh



Li-ion 00

リサイクルについて▼



サンプル

【電気用品安全法】

(13)製品は電気用品安全法に基づいて試験を行い、要求事項を満たしていること。電気用品安全法に該当しない製品は、JIS C 62368-1「オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器-第1部:安全性要求事項」またはJIS C 62133-2「ポータブル機器用二次電池の安全性-第2部:リチウム二次電池」に従って試験を行い、要求事項を満たしていること。

- リチウムイオン蓄電池は、電気用品安全法では、「**特定電気用品以外の電気用品**」に該当するため、**自主検査**(出荷前の検査の実施と検査記録の保存)の対象となる。
- ただし、発火・発煙事故が多く報告されている点や、消費生活用製品安全法に基づく**リコール**が実施されている事例もあるため、**第三者試験機関において検査**することを求めた。
- 第三者試験機関において検査を求めているが、信頼性が高い試験機関での試験の実施を促進するため、「**IEC電気機器・部品適合性試験認証制度(CB制度)**」に基づく試験機関で実施することが望ましいとする。

【単電池の品質】

(14)製品に使用する単電池は、JIS C 62133-2「ポータブル機器用二次電池の安全性-第2部:リチウム二次電池」の単電池の各項目に適合することを確認していること。
また、単電池製造事業者に対して定期的に工程監査を実施していること。

- 製品を長期間安全に使用するために、調達する**単電池の品質を適切に管理**していることが望ましい。
- 発火等の事故リスクを低減し、長期間安全に使用することにもつながるため、本項目を設定した。
- ISO9001「品質マネジメントシステム」の内部監査や、「ノート型PCおよびタブレットにおけるリチウムイオン蓄電池の安全利用に関する手引書」(JEITA)に記載の工程監査の実施を参考にすることを想定している。

<監査内容・概要の例>

- (1)監査の頻度(直近の実施時期)
- (2)単電池製造事業者が製品規格書(仕様書)などに従って、適正に製造を行っているか
- (3)仕様変更や正極、負極、電解質などセル等に使用される原料の変更等はないか
- (4)短絡などの保護機能が適切に行われているか
- (5)製造工程の確認(変更有無・管理)を行ったか

【CFP・LCA】

(1) 申込製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること(複数型式を一括して申込む場合は代表型式による算定でも可とする)。

定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040および ISO 14044)または経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものであることを説明できること。

なお、定量的環境情報を開示する媒体(算定報告書等のURL)をエコマークウェブサイトの商品情報として公開する。

- 全ての製品系のエコマーク商品類型において、LCAまたはCFPの算定および開示を求める基準を配慮事項として設定しているため、本認定基準も同様に設定した。
- 欧州バッテリー規則では、電動車載用バッテリーおよび、容量が 2kWh を超える産業用充電式バッテリーで、CFP(カーボンフットプリント)の開示が義務付けられることとなったが、ポータブルバッテリーについては、今後、CFP の適用対象とするかを判断することとしている。また、CFP の算定方法については、算定方法のルールが確定していない状況にある。

【持続可能性】

(2) 申込者は、責任ある事業活動として、人権などの社会面の取り組みに関する確認体制があること。具体的には、「エコマーク認定取得企業の持続可能性チェックリスト(地域経済／社会への貢献、人権、労働、安全衛生、ビジネス倫理編)」のチェック項目に準じて確認を進めていること。

- 欧州バッテリー規則のデュー・デリジェンスは、コバルト、天然黒鉛、リチウム、ニッケル、これらの原材料を基にした化合物が対象鉱物となっている。4-1-3.(11)で紛争鉱物に関する基準項目を設定しており、要素としてはその中に含まれている事項も多い。
- 同規則では第三者検証の実施を求めているが、同規則の義務適用開始時期は、当初より2年間延期(2027年8月以降適用)されることとなっているため、配慮事項として設定した。

- (1) 商品区分(申込単位)は型式(品番)毎で、かつ、定格容量および使用する電池の種類毎(リチウムイオン蓄電池の種類毎(NMC、LFPなど)、ナトリウムイオン電池など)とする。ただし、色調による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などにエコマークを表示すること。
- (3) 申込製品について、重大製品事故が生じたことを知った場合は、消費生活用製品安全法に基づき適切に国に報告するとともに、エコマーク事務局に速やかに報告し、必要な対応を行うこと。

- (1)商品区分とは、1件の申込で同時に申し込める範囲を記載したもの。
- (3)は、モバイルバッテリーに起因すると思われる火災事故の報道もあるため、重大製品事故が発生した際の対応方法を明記した。

■ エコマーク認定基準の確認方法




Try ecologue.

認定基準書は、日本語・英語で全て公開(No.140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装」認定基準の例)

<https://www.ecomark.jp/nintei/>

※ No.169「モバイルバッテリー」認定基準も制定後に同様に掲載



お問い合わせ 
エコマークについて **商品の認定基準** 認定取得の申請方法 認定の取得後 資料・規定類、関連情報

ホーム / 商品の認定基準 / 業務用資材・DIY/容器包装/その他 / 飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装

商品の認定基準

No.140 飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装Version1.17

A-1. 詰め替え容器

本体の内容物を詰め替えて本体容器を繰り返し使うことを目的とした、詰め替え用の内容物を充填した容器(なお、詰め替え容器が対応する本体容器については、4-2.D.を満たす場合に限り、適用範囲に含める(セットで申し込むことができる))

 認定基準

 付属証明書

関連資料

-  解説(分類A,B)
-  解説(分類C)



認定基準書



付属証明書



解説書



1. 認定基準制定の目的

2. 適用範囲

…申込の対象範囲

3. 用語の定義

4. 認定の基準と証明方法

…基準項目と各項目毎に
証明方法を設定

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.省資源と資源循環

4-1-2.有害物質の制限とコントロール

4-1-3.社会面への取組み

4-1-4.情報提供

4-2.品質に関する基準と証明方法

5. 配慮事項

…認定の要件とはしないが、配慮することが望ましい項目

6. 商品区分、表示など

…申込単位(申込者)、表示方法など

付属証明書のZIPファイル： 付属証明書や証明書のひな形(記入表)を公開

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

項目	基準概要&記入欄 ※ 該当する□にチェックを入れて下さい	適合/不適合	必要な添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-1.(1)	製品は「製品設計チェックリスト」に適合している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	記入表 1-169	申込者
4-1-1.(2)	使用済製品(申込製品にも適用できること)の回収および再資源化(申込者または一般社団法人 JBRC 等による回収および再資源化)を実施している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	使用済製品の回収方法、再資源化の実施方法の説明資料等	申込者
4-1-1.(3)	製品本体にリサイクルマーク、正極活物質中の最大含有金属、主金属のリサイクルを阻害する金属類の表示している。ただし、リチウムイオン蓄電池以外のモバイルバッテリーにあつては、製品本体に電池の種類を示す文字等を表示している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池以外の製品	製品本体への表示箇所の写し	申込者

書類の発行者

付属証明書

提出が必要な書類、一部はひな型をWordで公開

記入表 2-169 部品供給証明書(再生プラスチック・バイオマスプラスチック)

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 御中

部品供給証明書(再生プラスチック・バイオマスプラスチック)

発行日: 20 年 月 日
会社名:
【本証明書の記入者】
部署: 役職:
氏名:
E-mail (E-mailがない場合TEL):

* 発行者は部品供給事業者

部品名()

使用する再生プラスチック、バイオマスプラスチックの部品毎に提示してください。
この表で書ききれない場合は、この表に準じた表をご作成ください。

□ プレコンシューマ材料

内容	記載欄	記載例
プレコンシューマ材料の発生場所		製造工場
発生内容		不良品、ロス品
素材名		PP
部品質量(g)		100g
部品におけるプレコンシューマ材料の配合率(%)		25%

□ ポストコンシューマ材料

内容	記載欄	記載例
ポストコンシューマ材料の詳細(使用後廃棄された製品名)		家電プラスチック部品
素材名		PP
部品質量(g)		100g
部品におけるポストコンシューマ材料の配合率(%)		25%

□ バイオマスプラスチック

内容	記載欄	記載例
バイオマスの原料		サトウキビの搾りかす
バイオマスプラスチックの種類		PE
部品質量(g)		100g
部品におけるバイオベース合成ポリマー含有率(%)		25%

以上

記入表2-169(証明書のひな形)



「解説書」は、基準策定委員会において議論された内容を公開し、透明性を確保するために記述したもの

- 商品類型の設定の背景
- 対象商品の範囲、用語の定義などの補足説明
- 各基準項目の検討の経緯や、考え方や補足情報を示したもの

■ 今後のスケジュール



Try ecologue.

パブリックコメント受付(2月16日~3月17日)






公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

お問い合わせ 

[エコマークについて](#) [商品の認定基準](#) [認定取得の申請方法](#) [認定の取得後](#) [資料・規定類、関連情報](#)

認定基準案の公開と意見募集

新しい商品類型や、認定基準の全面的な改定により策定された認定基準案は、ホームページなどで公表し、30日間パブリックコメントを募集します。期間中に寄せられたご意見を考慮の上、基準策定委員会で審議、当協会が認定基準を制定します。

意見募集	募集期間	商品類型名	認定基準案	制定予定日
受付中	2026年2月16日~3月17日	No.169 「モバイルバッテリー-version1」(新規)	 認定基準書  付属証明書  解説書	2026年4月16日

<https://www.ecomark.jp/nintei/public/>

No.169認定基準の制定・公表(2026年4月16日【予定】)
および制定日同日から申込の受付開始

ご意見は
「モバイルバッテリー」
基準策定委員会で検討

認定基準(案)に関しご意見等がありましたら、**2026年3月17日(火)17時まで**に提出して下さい。

提出先: info@ecomark.jp

件名: 「No.169「モバイルバッテリーVersion1.0」認定基準案に関する意見

応募について

意見の提出にあたっては、以下の提出書式に記入してください。なお、本書式によらない場合には、以下の事項を含んでいれば提出書式は自由です。

-  提出書式 ⇒ <https://www.ecomark.jp/word/iken.docx>

【記載必要事項】

- エコマーク商品類型の商品類型名 (例: 「〇〇」認定基準案)
- 氏名
- 住所
- 電話番号、(FAX番号)
- Eメールアドレス
- 職業
- 意見内容: (該当する基準番号等を明記の上、できるだけ簡潔にご記載ください。)

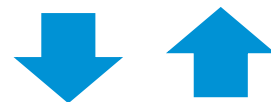
なお、郵送、FAXでも受け付けています

月末の締切日
から最短1ヶ月
(サービス類型の
場合、1ヶ月半程度)

申込書類一式を、電子申請システムにアップロード
または電子メール添付等で提出

商品認定審査料
1通あたり:22,000円

提出・追加提出



確認事項の照会
(不足書類の提出依頼)

エコマーク事務局によるレビュー・評価



審査委員会による審査

中立の専門家




認定

不認定

結果通知、エコマークの表示開始(使用契約書の締結)

年間ライセンス料(使用料)
年間の売上高による
(3万円~300万円(税抜))

提出方法:電子申請システムによる方法、または電子メールに添付して提出する方法

(1)エコマーク商品認定・使用申込書【様式2】

※電子申請システムを利用して提出する場合は、入力フォームに直接入力していただくため、本書式のご提出は不要です。

(2)型式・品番、JANコードリスト

(3)申込者情報および支払担当者登録書【様式3-1】

(4)エコマーク商品売上高報告書【様式3-2】

※様式3-1、3-2は、初めてエコマークに申し込む場合、必要となります。

(5)付属証明書・記入表

(6)エコマーク表示見本(原稿可)

<https://www.ecomark.jp/acquire/download/>

【LiBパートナーとは?】

リチウムイオン電池等の火災事故防止につながる啓発・回収・イベント等を実施する自治体・事業者等が「LiBパートナー」として認定 ※LiBとは、リチウムイオン電池(Lithium-ion Battery)の略称

エコマーク事務局も認定され、使用方法・回収方法の周知啓発に取り組んでいます。



本文
へ

Google 提供



文字サイズ
変更

小

中

大



**リチウムイオン電池が原因で
ごみ収集車やごみ処理施設で火災が
大量発生しています**

環境省リチウムイオン電池火災防止啓発キャラクター
「リチウム蓄電池の疾走」

©環境省
[ホーム](#) > [政策](#) > [政策分野一覧](#) > [環境再生・資源循環](#) > [廃棄物等の処理](#) > [リチウムイオン電池](#)



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

- 使用方法・廃棄方法の周知啓発
- その他

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/partner.html



Try ecologue.

日常の小さなコミュニケーションを通して環境への関心を育んでいく、それがエコログです。
持続可能な地球の未来に向け、誰もが自分ごととして考え行動し、社会の大きな変化へとつなげていくために、
信頼性と安心感を備えたエコマークが、やわらかなリーダーシップで一人ひとりの一歩を後押しします。

ありたい姿を実現していくために、まず私たちから“Try ecologue.”

※ ecologueは【eco（環境によい）】と【logue（話す）】を組み合わせた造語です。



Try ecologue.



Try ecologue.

公益財団法人 日本環境協会

エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp> ✉ info@ecomark.jp ☎ 03-5829-6286

東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階